

けんり

# 子どもの権利／ート

しせつ せいかつ  
～施設で生活するってどんなこと？～



鳥取県

# < はじめに >

「あなたは、ひとりのたいせつな人間です」

しあわせに生活していく(あなたが「ここちよい」と思える生活  
ができる)権利を、あなたは持っています。

あなたはやさしい心をもち、いろいろなことができる力をも  
っています。わたしたちは、あなたが「みらい」にむかって夢や  
希望を大きくふくらませてくれるよう、この「ノート」をあなたに  
贈ります。

あなたのこれから的生活を、みんなが応援していますよ。



# こ 子どもたちには、どんな権利があるの？

## い けんり 生きる権利

こ いのち まも  
すべての子どもの命が守  
られること

## そだ けんり 育つ権利

いりょう きょういく う あん  
医療、教育を受けたり、安  
心・安全な生活を送れたり、  
ともだち あそ  
友達と遊んだりして、あな  
たがもっている力を伸ばし  
せいちょう  
て成長できること

## まも けんり 守られる権利

ぼうりょく う きず  
暴力を受けたり、傷つけ  
られたり無理やり手伝い  
をさせられることなどか  
まも  
ら守られること

## さんか けんり 参加する権利

じゅう いけん おも い  
自由に意見や思いを言つ  
たり、みんなで集まって  
はな あ  
話し合えること

# もくじ

- ①どうして施設で生活するの？
- ②どんな施設で生活するの？
- ③わたしの話は聞いてくれるの？
- ④家族と会うことはできるの？
- ⑤ひみつにしてほしいことは守ってくれるの？
- ⑥大切にしているものを、施設にもっていいの？
- ⑦本やテレビなどを見るることはできるの？
- ⑧学校はどうなるの？
- ⑨病気になつたらどうなるの？
- ⑩いろいろな考え方をもってもいいの？
- ⑪あそぶこと、自分のすきなこと（趣味）はしていいの？
- ⑫体の安全は守られるの？
- ⑬心がきずつけられることはないの？
- ⑭ほうっておかれることはないの？
- ⑮エッチないやがらせをされることはないの？
- ⑯本当に相談してもだいじょうぶなの？
- ⑰施設を出たあと、こまつたときはどうするの？
- ⑱わたしの「担当の人」はだれなの？

# ①どうして施設で生活するの?

いまのあなたにとって、いちばん安心して生活できる場所  
は、「施設」だとあなたのまわりの人たち(家族や児童相談  
所の人)が考えました。

あなたが「施設で生活してもいいよ」と思えるようになる  
までその理由を聞いてね。いつまで施設で生活するのか、ど  
うなれば家族といっしょに生活できるようになるのか、家族  
や児童相談所の人と一緒に考えたり、話したりすることがで  
きるよ。



## ②どんな施設で生活するの？

これからあなたが生活する施設について、児童相談所の人に、

どんなところなのか、話を聞くことができるよ。

施設の人には話を聞いたり、施設を見にいくこともできるよ。



## ③わたしの話は聞いてくれるの？

あなたが施設で生活していくなかで「こうしてほしいなあ」

「こうなればいいのになあ」と思ったことは、どんどん施設や児童

相談所の人々に話してね。

施設や児童相談所の人は、その話をしんけんに聞いてくれる  
よ。そして、あなたの話を大切にし、どうすればいいのかを、あなたといつしょに考えていくよ。



## ④ 家族と会うことはできるの？

あなたはとくべつな理由がないかぎり、家族と会ったり、  
電話で話をしたり、手紙を出すことができるよ。家に帰って  
泊まつたり、家族と外出もできるよ。

もし、あなたが「今は会いたくない」「今は話をしたくな  
い」と思ったら、施設や児童相談所の人に話してね。あなた  
の気持ちを大切にして、家族の人に言ってほしくないことは  
伝えないから安心してね。



## ⑤ひみつにしてほしいことは守ってくれるの？

あなたが人に知られたくないと思っている「ひみつ」は、ほかの人に話したりしないよ。

手紙や電話についても、あなたが知らないうちに読んだり、聞いたりすることはないので安心してね。



## ⑥大切にしているものを、 施設にもっていいの？

あなたの大切にしているものや、必要なものを施設にもって  
いって、使ったりすることができるよ。

でも、もっているとあなたがなくしそう、こわれそうで心配な  
ものは、家族や施設の人とよく相談して決めましょうね。



## ⑦ ほん み 本やテレビなどを見ることはできるの？

ほん しんぶん み ほん  
本やテレビ、新聞などを見ることができるよ。本やテレビなど

し たいせつ  
からいろいろなことを知ることは、とても大切なことだよ。

し おも しせつ ひと  
ほかにも「こんなことが知りたいなあ」と思ったら、施設の人には

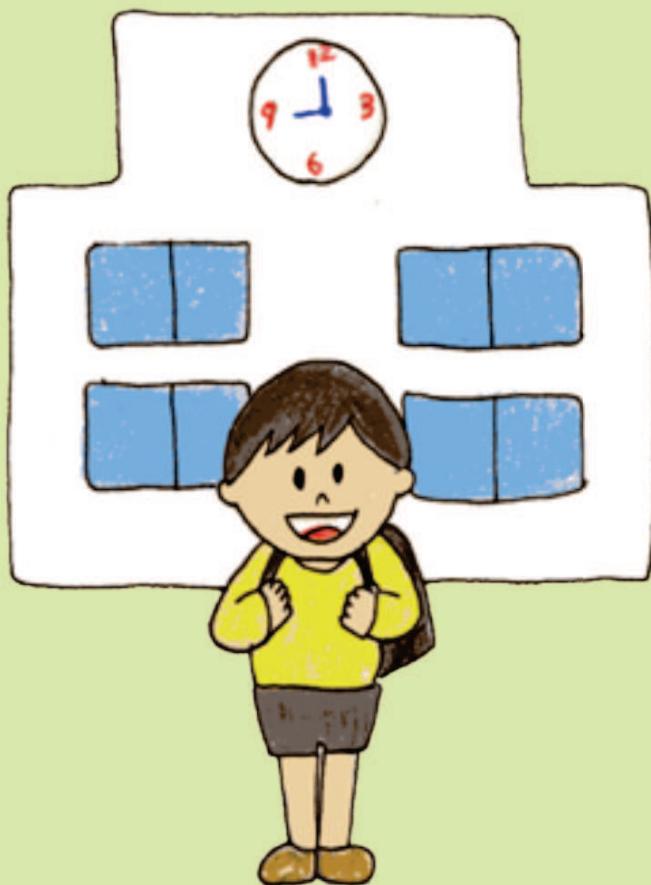
そうだん  
相談してね。



## ⑧学校はどうなるの？

施設の近くにある小学校に行くよ。中学校を卒業してから  
も、施設から高校や専門学校、大学などに行くことができる  
よ。

どの高校や専門学校に行くかは、あなたが自分で決められ  
るよ。もし迷ったら、施設や児童相談所の人がいっしょに考  
えてくれるからね。



## ⑨病気になつたらどうなるの？

あなたが健康に生活できるように、施設では「栄養のある  
食事・きれいな服・ゆっくりとすごせる部屋」を用意してい  
るよ。

病気になつたら、病院に行って元気にしてもらうから安心  
してね。



## ⑩いろいろな考え方をもってもいいの?

あなたは自由になにかを考えたり、なにか(宗教など)を  
自由に信じることができるよ。

同じように、ほかの人もいろいろな考え方をもっているから、  
その考え方も大切にしようね。



## ⑪ あそぶこと、自分のすきなこと（趣味）は していいの？

いろいろな友達とあそぶことができるよ。あなたの好きな  
こと（趣味）・音楽・スポーツなどを楽しむこともできるよ。



つぎ  
次のページから虐待（傷つけられてしまうこと）について書いてあるよ。  
よ  
読みたくない人は無理をして読まなくていいよ。

からだ あんぜん まも

## ⑫**体の安全は守られるの?**

たたかれたり、けられたり、とじこめられたり、<sup>からだ</sup>体にケガ  
をするようなことをされることは、<sup>しんたいてきぎやくたい</sup>身体的虐待といって、ゆ  
るされることだよ。



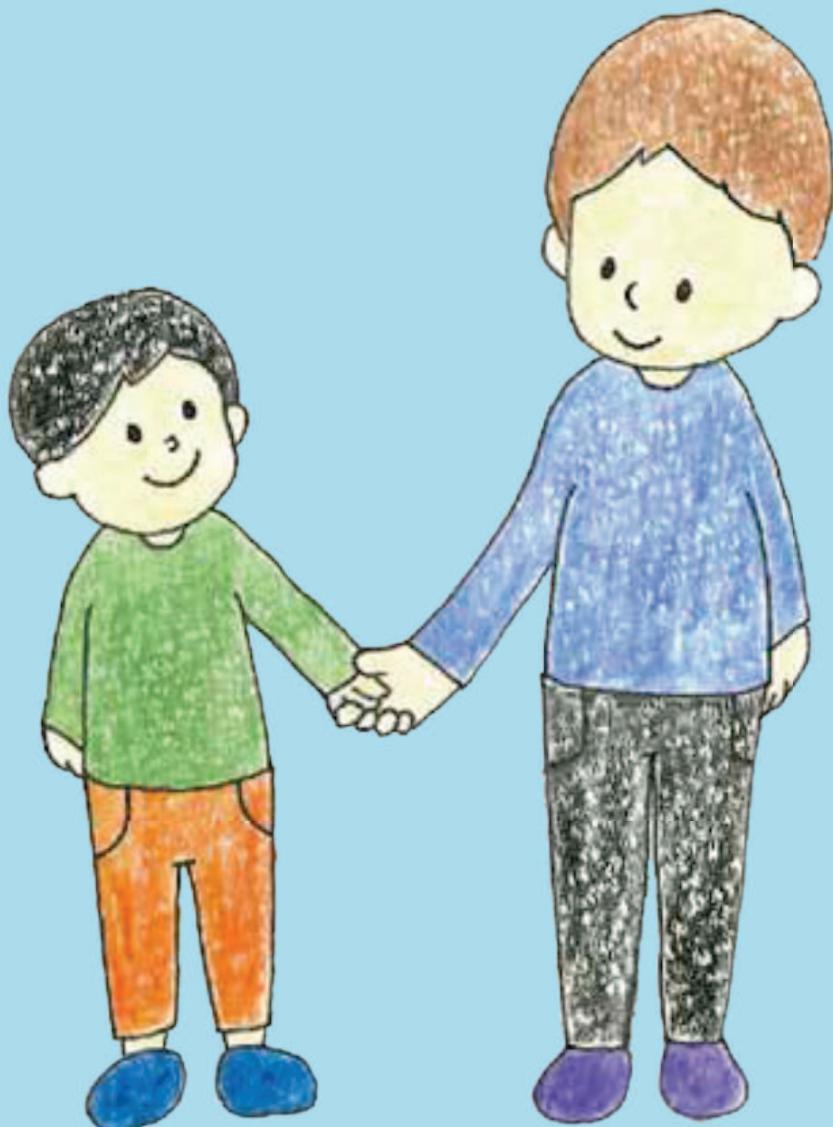
## ⑬心こころがきずつけられることはないの？

むしされたり、さべつされたり、どなられてこわい思いを  
したり、いやなことを言われて心いを傷きずつけられることは、心おも  
りてきぎやくたい  
理的虐待といつて、ゆるされないことだよ。



## ⑯ ほうっておかれることはないの？

た  
ごはんを食べさせてもらえなかつたり、きれいな服を用  
ふく よう  
い  
意してもらえなかつたり、病気になつても病院につれて行  
びょうき  
びょういん  
い  
つてもらえなかつたりすることは、ネグレクトといつて、ゆ  
るされないことだよ。



## ⑯エッチないやがらせをされることはないの？

びょうき 病気とかケガの手当いがいで、プライベートゾーン（水  
てあて みず  
ぎ 着でかくれる部分）をさわられる・さわらせる、はだかを  
み み はなし  
見られる・見せられる、エッチな話をされるのは、性的虐  
せいてきぎやく  
たい 待といって、ゆるされないことだよ。



ほんとう そうだん  
**⑯本当に相談してもだいじょうぶなの?**

じぶん ほか こ  
自分や他の子どもがされた、いやなことやゆるされない  
おとな そうだん  
ことがあれば大人に相談してね。だいじょうぶ、あなたが  
おも まも  
いやな思いをしないように、守るからね。



## ⑯施設を出たあと、こまつたときはどうするの？

あなたは施設を出たあとも、こまつたときは施設や児童相談所

の人に相談することができるよ。いつでも、どんなことでも、こま

つたときは、はずかしがらずに相談してね。

みんながあなたのこと応援しているよ。



## ⑯わたしの「担当の人」はだれなの?

しせつ たんとう ひと  
＜施設の担当の人のなまえ＞

ねん がつ にち  
年 月 日からは…

【 】

ねん がつ にち  
年 月 日からは…

【 】

ねん がつ にち  
年 月 日からは…

【 】

☆なまえのほかにも、おぼえておきたいことがあれば

した か  
下に書いてね。

じどうそうだんしょ たれとう ひと  
＜児童相談所の担当の人のなまえ＞

ねん がつ にち  
年 月 日からは…

【 】

ねん がつ にち  
年 月 日からは…

【 】

ねん がつ にち  
年 月 日からは…

【 】

なまえのほかにも、おぼえておきたいことがあれば  
した か  
下に書いてね。

<ここは自由につかってね>

あなたが自分の生活にかかわることについて意見があつたりするときは、どんなことでもよいので、施設や児童相談所の職員に相談してください。

そして、虐待やいやがらせなどあなたの権利が守られていないとあなたが思ったときや助けてほしいと思ったとき、だれかが虐待を受けているのを見たときにも、施設や児童相談所の職員に相談してください。

施設や児童相談所の職員に相談しにくいときは、

「施設が設置している第三者委員」や  
「鳥取県福祉サービス運営適正化委員会」に相談してください。  
必要に応じて詳しく調査をしたり、専門家が助言をしたりして、あなたの権利が守られるようにします。

ぎゃくたい  
虐待やいやがらせなどで、あなたの権利が  
けんり  
施設や児童相談所の職員に



はい

しせつ じどうそうだんしょ しょくいん そうだん  
施設や児童相談所の職員に相談してください。

【あなたの施設の苦情受付担当者は】

なまえ  
名前 ( )  
やくしょく  
役職 ( )

【あなたの施設の意見箱は】

( ) おに置いてあります

じどうそうだんしょ  
【児童相談所】

ふくしおうだん

○福祉相談センター

とつとりしえづ  
〒680-0901 鳥取市江津318-1

でんわ  
電話 0857-23-6080

メールアドレス fukushisodan@pref.tottori.lg.jp



くらよしじどうそうだんしょ  
○倉吉児童相談所

くらよしそみやがわちょう  
〒682-0881 倉吉市宮川町2-36

でんわ  
電話 0858-23-1141

メールアドレス kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp



よなごじどうそうだんしょ  
○米子児童相談所

よなごしばくろうまち  
〒683-0052 米子市博労町4-50

でんわ  
電話 0859-33-1471

メールアドレス yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp



そうだん  
相談したら

けんり まも  
あなたの権利を守るために  
そだん はな あ ひつよう おう ちょうさ じっし  
相談・話し合い、必要に応じた調査の実施、  
た けんりほこ おとな どりょく  
その他、権利保護のために大人が努力します

まも  
守られていないと感じたときに  
そうだん  
相談できますか？



いいえまたは相談しにくい

しせつ せっち だいさんしゃいいん  
施設が設置している第三者委員や  
うんえいてきせいかいいんかい そうだん  
とつとりけんふくし 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会に相談してください。

しせつ せっち だいさんしゃいいん  
【施設が設置している第三者委員】

なまえ 名前 (	)	しょくぎょう 職業 (	)
でんわ 電話 (	)	でんわかのうじかん 電話可能時間 (	~ )
なまえ 名前 (	)	しょくぎょう 職業 (	)
でんわ 電話 (	)	でんわかのうじかん 電話可能時間 (	~ )
なまえ 名前 (	)	しょくぎょう 職業 (	)
でんわ 電話 (	)	でんわかのうじかん 電話可能時間 (	~ )

とつとりけんふくし うんえいてきせいかいいんかい  
【鳥取県福祉サービス運営適正化委員会】

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

電話 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340

メールアドレス unei-t@tottori-wel.or.jp

受けつけじかん ごぜん じ ごご じ  
受付時間 午前9時～午後5時

ただし、土、日、祝日、年末年始はお休みです。



※電話、FAX、メール、手紙、実際にやって話をする。

どんな方法でもだいじょうぶです。(秘密は守られます)

このノートの一番最後のページのはがきは、こちらに届きます。



そうだん  
相談したら

けんり まも  
あなたの権利を守るために

ひつよう おう ちょうさ じっし せんもんか じょげん  
必要に応じた調査の実施、専門家の助言

そうだん はな あ た けんりほご おとな どりょく  
相談・話し合い、その他、権利保護のために大人が努力します

どんなことでもよいですから、意見があつたり相談したいこと  
があつたり助けてほしいときは、手紙を書いたり、メールをし  
たり、電話をかけてください。相談をしてくれたあなたの気持  
ちを否定することは絶対にしません。手紙の送り先やメールア  
ドレス、電話番号は、25ページと26ページに書いています。  
あなたからの相談を待っています。

このノートの一番最後についているはがきをそのまま使うと、  
「鳥取県福祉サービス運営適正化委員会」に届きます。

わからないことやこんなことを聞いてみたい、  
言ってみたいなどの意見を書いて出してもいいです。  
あなたからの意見や相談を待っています。

鳥取市伏野一七二九一五

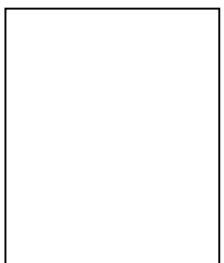
鳥取県立福祉人材研修センター内

6890201

鳥取県福祉サービス

運営適正化委員会

行





## <あとがき>

この「ノート」をきっかけに、あなたが大切な人であることに、あなたの言葉や思いを大事にしたいと思っていることが伝わればいいなと思っています。

あなたの権利やみんなの権利が守られるように、何よりあなたが幸せになることを願って…あなたにこの「ノート」を贈ります。

<このノートを作った人たちより>



さしえ こさか あ き  
**挿絵：小坂阿季**

